

年末年始の交通事故防止

県民総ぐるみ運動を実施します

毎年この時期には、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発し、特に高齢歩行者が被害者となる重大事故の増加が懸念されます。

また、高齢運転者による重大事故も発生していることから、県民一人一人が交通安全意識を高め、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を習慣付け、県民総ぐるみで交通事故の防止を図ることを心掛けましょう。

●期間

令和元年12月10日(火)から令和2年1月7日(火)まで

●運動のスローガン

夕暮れの 早めのライトで 防ぐ事故

●年間スローガン

みんながね ルール守れば ほら笑顔

●運動の重点

- (1) 道路横断中の交通事故防止
- (2) 高齢者の交通事故防止
- (3) 夕暮れ時や夜間の交通事故防止
(特に、夜光反射材用品等の着用の推進)
- (4) 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- (5) 飲酒運転の根絶と飲酒が関与する交通事故の防止



国保だより

住民課 (住民係) ☎55-3112

「医療費のお知らせ」が確定申告に使用できます。

送付される医療費のお知らせは、みなさんの健康に対する意識を高めていただき、国民健康保険のより良い運営に結びつけることを目的としています。

これまで医療費控除を申告する際には領収書の提出、医療費控除の明細書の添付が必要でしたが「医療費のお知らせ」を添付すると、その手間が省けるので大切に保管しましょう。

なお、お知らせに記載されている「一部負担金額」には、総医療費の自己負担割合3割(18歳になった年度の末日までの方は0割、70歳以上の高齢者の方は年齢や所得区分に応じて1割～3割)の金額が記載されていますので、実際にご自身が負担された額と異なる場合があります。

※医療費通知が届いても、特に手続きの必要はありません。





国民年金保険料を納めましょう!!

**国民年金の
保険料の未納は…
ダメ。ゼッタイ。**

国民年金の保険料の支払いが経済的に大変です。
免除申請以外に、なにか方法はないでしょうか…。



納めた国民年金保険料は、全額社会保険料控除の
対象になるんですよ!!

国民年金の令和元年度の保険料は月額 16,410 円です。

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

配偶者や家族の保険料を払っている場合も該当します。

年間の社会保険料の金額（給与天引きの金額も含む。）が該当します。

1月から12月までに納めていれば、過年度分や追納分も含まれます。

※社会保険料控除をうけるためには

日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を、年末調整や確定申告の際に提出します。

（社会保険料が給与天引きの場合は、事業所で一括して計算します。）

もし失くしてしまったら

ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

までご連絡をお願いします。（1週間程度で送付されます。）

納め忘れのないように

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万が一のときにも心強い味方です。

保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

※社会保険料控除…自分の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など）を納めたとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことです。

2020年農林業センサスが実施されます

農林水産省では、令和2年2月1日現在で、「2020年農林業センサス」を実施します。この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにすることを目的に5年ごとに実施される大切な調査です。

令和2年1月中旬から調査員が農林業関係者の方々に訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ：総務課 ☎ 55-3111



県民健康調査「妊産婦に関する調査」について

福島県立医科大学では、「妊産婦に関する調査」を行っています。妊産婦の皆さまの健康状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供するとともに、今後の福島県内の産科・周産期医療の充実へつなげていくことを目的としています。調査へのご協力をお願いいたします。

＜令和元年度調査のご案内＞

時 期：令和元年11月、1月、3月の3回に分けて調査票を送付
対象者：①平成30年8月1日から令和元年7月31日までに
母子健康手帳を交付された方

②上記期間に福島県外で母子健康手帳を交付された方で、福島県で里帰り出産された方

＜お問い合わせ＞

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
☎ 024-549-5180（平日 9時～17時）